

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団国スポ振興事業優秀選手合宿・遠征補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、国民スポーツ大会に向け松山市の中高生のスポーツ選手を強化育成するため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が設置するスポーツ団体振興協議会の加盟団体（以下「団体」という。）が行う選手合宿又は遠征に要する経費の一部に対して、財団が予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国民スポーツ大会正式競技種目で、県外での宿泊を伴う合宿又は遠征とする。

(補助金の額)

第3条 理事長は、1競技種目につき一の年度あたり1回を限度とし、補助金を交付する。

2 補助金の額は、1人につき5,000円を上限とし、補助事業を実施する選手の数とする。（ただし、松山市内にある学校に在学する者。）

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助事業実施日の10日前までに理事長に国スポ振興事業優秀選手合宿・遠征補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、国スポ振興事業優秀選手合宿・遠征補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請及び決定)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは、国スポ振興事業優秀選手合宿・遠征計画変更承認申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(1) 交付対象者等が変更になったとき。

(2) その他、交付決定額に変更が生じる事象が発生した場合

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国スポ振興事業優秀選手合宿・遠征計画変更承認書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、その日から1か月以内（ただし、年度末の場合は、翌年度4月10日まで）に実績報告書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(審査及び交付)

第8条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金の交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。